

議案第70号
損害賠償の額の決定について

資料2 学校給食食材の調達にかかる事業者との契約について（牛乳・主食・副食別など）

1 契約状況について

品目	契約方法
主食（米・パン）	主食は、必要数量が多く、安定供給の確保が求められるため、公益財団法人兵庫県体育協会と県下統一価格にて契約を締結している。
牛乳	兵庫県農政環境部農林水産局畜産課が指定する工場と県下統一価格で契約を締結している。
野菜	地区ごとに業者を選定している。天候等の影響を受けやすく、市場価格も安定していないため、市内野菜供給業者から情報収集を行い、卸売市場価格の動向を照らし価格を決定している。
食肉	地区ごとに業者を選定し、学期ごとに市内統一価格を決定し契約を締結している。
魚介類	市契約課へ業者登録を行っている業者から、1カ月単位で見積合わせを行い、契約を締結している。
加工品	市契約課へ業者登録を行っている業者から、使用状況に応じて見積合わせを行い、契約を締結している。

2 臨時休業期間の学校給食物資の発注及び発注の取消しについて

学校給食物資は、使用量が多く、安定供給を行う必要があり、各業者へは毎月20日を目途に翌月の献立内容を伝えている。

また、主食であるパン及び米飯は、毎日の給食で提供しており、相当数量を安定的に供給するためには、加工に要する人員等の確保が必要であることから、前月最終週に各学校の喫食数で発注をしている。

令和2年3月3日からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした市内小学校、中学校及び養護学校の一斉臨時休業措置に伴う学校給食休止により、臨時休業期間中に使用予定であった給食用物資の売買契約の相手方に納入停止の申出を行い、当該物資が学校給食用に製造、加工しており、他に転売ができない場合には買取を行

い、令和2年度の学校給食で使用することとした。

主食であるパン及び米飯は、原材料である小麦及び精米等は保管が可能であり、令和2年度の学校給食で使用することとしたが、発注数に対する製造加工に要する費用は発注の取消に伴い生じた損害であるため、賠償を行うものである。

3 兵庫県体育協会について

公益財団法人兵庫県体育協会は、学校給食の充実・発展を図ることを目的として、学校給食を行う学校に対し、安全安心な学校給食用物資を安定的に供給するほか、学校給食を通じた学校における食育の推進を支援する事業を行っている。

兵庫県体育協会から学校給食用小麦、精米を供給してもらうため、市が製パン・炊飯業者を推薦し、兵庫県体育協会と契約することで安定した物資の供給を可能としている。

4 損害賠償の額の算出方法について

パン及び米飯に係る単価契約には発注取り消しに係る損害賠償についての条項がなく、契約相手方との協議により額の算出を行った。

なお、賠償額は全国で統一した算出方法でおこなうために、全国学校給食会連合会の通知により、加工賃の9割を賠償の基準として算出した。

5 給食納入業者に対する損害賠償以外の措置について

損害賠償としてではないが今回の給食停止により、業者の負担とならないよう対応したものとしては、賞味期限が短く廃棄した食材に係る食材費や学校給食再開後に使用するための冷凍食材を長期間保管するための冷凍庫保管料がある。

いずれも今回の補助金対象として申請しており、6月補正予算案に計上している。